

平成九年法律第百十号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

買取りに係る対価の受領（輸出貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類の買取りに係るものを除く。）をいう。

十二 国外証券受入れ 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国外証券口座から国内証券口座への有価証券の受入れをいう。

二十四 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）

六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。）に本人の名義で開設され、又は設定されている預金若しくは貯金の口座又は勘定で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この号、第十三号及び第二十号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。第十三号及び第二十号において同じ。）を確認しているものをいう。

十三 本人証券口座 本人の名義で開設されている国内証券口座で、その国内証券口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を確認しているものをいう。

二十五 決定 国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）

七 金融商品取引業者等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）同法第二十一条に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（国外においてこれらの者と同種類の業務を行う者を含む。）をいう。

十四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（国外において当該電子決済手段等取引業者と同種類の業務を行う者及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）をいう。

二十六 更正 国税通則法第二十六条の規定による更正をいう。

第三章 国外財産に係る調書の提出等（第五条・第六条）

八 有価証券 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

十五 電子決済手段 資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。

第二十三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる法人、銀行、金融商品取引業者その他の政令で定めるもの（次条第一項において「公共法人等」という。）を除く。）は、その国外送金又は国外からの送金等の受領（以下「国外送金等」という。）がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等を

第三章の二 財産債務に係る調書の提出等（第六条の二・第六条の三）

九 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

十六 国内電子決済手段勘定 電子決済手段等取引業者の営業所等に設定される電子決済手段の管理に係る勘定をいう。

第二十四条 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

第四章 雑則（第七条・第八条）

十 国外証券口座 金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に開設される国内証券口座に類する口座をいう。

十七 国外電子決済手段勘定 電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に設定される国内電子決済手段勘定に類する勘定をいう。

第二十五条 決定 国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

第五章 罰則（第九条―第十一号）

十一 国外証券移管 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいう。

十八 国外電子決済手段移転 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国内電子決済手段勘定から国外電子決済手段勘定への電子決済手段の移転をいう。

第二十六条 更正 国税通則法第二十六条の規定による更正をいう。

附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、納税義務者の外国為替その他の対外取引並びに財産及び債務の国税当局による把握に関するため、国外送金等に係る調書の提出等に関する制度を整備し、もつて所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的とする。

十二 国内電子決済手段受入れ 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への電子決済手段の受入れをいう。

十九 国外電子決済手段受入れ 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への電子決済手段の受入れをいう。

第二十七条 更正 国税通則法第二十七条及び第七号第一項において同じ。）であつて財務省令

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二十 本人電子決済手段勘定 本人の名義で設定されている国内電子決済手段勘定で、その国内電子決済手段勘定を設定されている電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を確認しているものをいう。

第二十八条 更正 国税通則法第二十八条の規定による更正をいう。

二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

十三 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

二十一 国外財産 国外にある財産をいう。

第二十九条 更正 国税通則法第二十九条の規定による更正をいう。

三 金融機関 銀行その他の政令で定める金融機関をいう。

十四 国外送金 金融機関が行う為替取引によつてされる国内から国外へ向けた支払（輸入貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）をいう。

二十二 修正申告書 国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

第三十条 更正 国税通則法第三十条の規定による更正をいう。

四 国外送金 金融機関が行う為替取引によつてされる国内から国外へ向けた支払（輸入貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）をいう。

十五 国外証券移管 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいう。

二十二 修正申告書 国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

第三十一条 更正 国税通則法第三十一条の規定による更正をいう。

五 国外からの送金等の受領 金融機関が行う為替取引によつてされる国内から国内へ向けた支払の受領（輸出貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）又は金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの（国外において支払がされるものに限る。）の

十六 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

二十三 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

第三十二条 更正 国税通則法第三十二条の規定による更正をいう。

六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。）に本人の名義で開設され、又は設定されている預金若しくは貯金の口座又は勘定で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この号、第十三号及び第二十号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。第十三号及び第二十号において同じ。）を確認しているものをいう。

十七 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

二十四 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

七 金融商品取引業者等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）同法第二十一条に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（国外においてこれらの者と同種類の業務を行う者を含む。）をいう。

十八 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

二十五 決定 国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

八 有価証券 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

十九 国外電子決済手段受入れ 電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への電子決済手段の受入れをいう。

二十六 更正 国税通則法第二十六条の規定による更正をいう。

九 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

二十 本人電子決済手段勘定 本人の名義で設定されている国内電子決済手段勘定で、その国内電子決済手段勘定を設定されている電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を確認しているものをいう。

二十七 修正申告書 国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

第三十三条 更正 国税通則法第三十三条の規定による更正をいう。

十 国外証券口座 金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に開設される国内証券口座に類する口座をいう。

二十一 国外財産 国外にある財産をいう。

二十八 更正 国税通則法第二十八条の規定による更正をいう。

十一 国外証券移管 金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいう。

二十二 修正申告書 国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

二十九 更正 国税通則法第二十九条の規定による更正をいう。

十二 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

二十三 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三十 更正 国税通則法第三十条の規定による更正をいう。

十三 国内証券口座 金融商品取引業者等の営業所等に開設される有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。第四十二条の二第二項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいう。

三十一 更正 国税通則法第三十一条の規定による更正をいう。

十四 国外送金 金融機関が行う為替取引によつてされる国内から国内へ向けた支払の受領（輸出貨物に係る荷為替手形その他の財務省令で定める書類に基づく取立てによるものを除く。）又は金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの（国外において支払がされるものに限る。）の

三十二 修正申告書 国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

第三十四 更正 国税通則法第三十四条の規定による更正をいう。

で定めるものをいう。以下この項、第四条の二第一項及び第四条の四第一項において同じ。）を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下第四条の五第一項までにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者その他政令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項、第四条の二第一項及び第四条の四第一項において同じ。）を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならぬものとする。

一 国外送金をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容（次条第一項第一号において「送金原因」という。）その他の財務省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項

2 前項に規定する特定送金とは第一号に掲げる国外送金をいい、同項に規定する特定受領とは第二号に掲げる国外からの送金等の受領をいう。

一 その国外送金をする者の本人口座からの振替によりされる国外送金その他これに準ずる国外送金として政令で定めるもの

二 その国外からの送金等の受領をする者の本人口座においてされる国外からの送金等の受領その他これに準ずる国外からの送金等の受領として政令で定めるもの

3 第一項前段の場合において、同項の告知書が取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に提出されたものとみなす。

4 前項に定めるもののほか、第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四条 金融機関は、その顧客（公共法人等を除く。以下この項において同じ。）が当該金融機関の営業所等を通じてする国外送金等（その金額が政令で定める金額以下のもを除く。）に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等

ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書（以下「国外送金等調書」という。）を、その為替取引を行った日として財務省令で定める日の属する月の翌月末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等の所在地の所轄財務署長に提出しなければならない。

一 国外送金の場合 その国外送金をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所、その国外送金をした金額、その国外送金に係る前条第一項の告知書に記載されている送金原因その他の財務省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領の場合 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所（国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号）、その国外からの送金等の受領をした金額その他の財務省令で定める事項

2 国外送金等調書を提出すべき金融機関のうち、当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであった国外送金等調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が百以上であるものは、前項の規定にかかわらず、その者が国外送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する財務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ財務署長に届け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 国外送金等調書を提出すべき金融機関（前項の規定に該当する者を除く。）は、その者が提出すべき国外送金等調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該国外送金等調書の提出に代えることができる。

4 国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより所轄の財務署長（第一項に規定する財務署長をいう。）の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める財務署長に提供することができる。

5 第二項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第三項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項の規定により国外送金等調書の提出が行われたものとみなして、この法律の規定を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、国外送金等調書の提出の特例その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

第四条の二 金融商品取引業者等の営業所等の長にその有する有価証券の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外証券移管又は国外証券受入れ（以下「国外証券移管等」という。）がそれぞれ特定移管又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外証券移管等の依頼をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融商品取引業者等の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書を提出しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2 前項に規定する特定移管とは第一号に掲げる国外証券移管をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外証券受入れをいう。一 その国外証券移管を依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録が

され、又は当該本人証券口座に保管の委託がされている有価証券についてされる国外証券移管

二 その国外証券受入れを依頼する者の本人証券口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本人証券口座に保管の委託がされることとなる有価証券についてされる国外証券受入れ

3 第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外証券移管等調書の提出）

第四条の三 金融商品取引業者等は、その顧客（別表法人等を除く。以下この項において同じ。）からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その依頼により国外証券移管等をした氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下「国外証券移管等調書」という。）を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄財務署長に提出しなければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、国外証券移管等調書を提出すべき金融商品取引業者等について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

（国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出等）

第四条の四 電子決済手段等取引業者の営業所等の長にその有する電子決済手段の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れ（以下「国外電子決済手段移転等」という。）がそれぞれ特定移転又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外電子決済手段移転等の依頼をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提

出をする者は、当該告知書の提出をする電子決済手段等取引業者の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとす

2 前項に規定する特定移転とは第一号に掲げる国外電子決済手段移転をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外電子決済手段移転をいう。

一 本人電子決済手段移転を依頼する者の電子決済手段についてされる国外電子決済手段移転

二 その国外電子決済手段受入れを依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされることとなる電子決済手段についてされる国外電子決済手段受入れ

3 第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外電子決済手段移転等調書の提出)

第四条の五 電子決済手段等取引業者は、その顧客(別表法人等を除く。以下この項において同じ。)からの依頼により国外電子決済手段移転等(その国外電子決済手段移転等をしたものを除く。)をしたときは、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類その他の財務省令で定める事項を記載した調書(以下「国外電子決済手段移転等調書」という。)を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、国外電子決済手段移転等調書を提出すべき電子決済手段等取引業者について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国外財産に係る調書の提出等

(国外財産調書の提出)

第五条 居住者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者

をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。次条第七項において同じ。)は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」という。)を、その年の翌年の六月三十日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までに当該国外財産調書を提出しないうで死亡し、又は同法第二条第一項第四十二号に規定する出国をしたときは、この限りでない。

一 その年の所得税の納税義務がある者の者の所得税の納税地

二 前号に掲げる者以外の者(その者の住所(国内に住所がないときは、居所地)相続の開始の日の属する年(以下この項、次条及び第六条の二において「相続開始年」という。)の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する相続人(遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次条及び第六条の二において同じ。)は、相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産(次条第三項から第五項までにおいて「相続国外財産」という。)を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「国外財産」とあるのは、「国外財産(次項に規定する相続国外財産(同項に規定する相続開始年に取得したものに限る。)を除く。)を」とする。

3 前項に定めるもののほか、国外財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例)

第六条 国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税(以下この条において「国外財産に係る所得税」という。)又は国外財産に対する相続税(以下この条において「国外財産に係る相続税」という。)は、期限後申告書の提出又は更正若しくは決定(以下この条及び第六条の三において「修正申告等」という。)があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、

提出期限(前条第一項の提出期限をいう。以下この条において同じ。)内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの(以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等」という。)があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。第三項において同じ。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

2 前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める国外財産調書とする。

一 前項の修正申告等が所得税に関するものである場合 当該修正申告等に係る年分の国外財産調書(当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあつては、当該年分の前年分の国外財産調書)を

二 前項の修正申告等が相続税に関するものである場合 次に掲げる国外財産調書のいずれか

イ 当該相続税に係る被相続人(遺贈をした者を含む。イ及び第四項第二号イにおいて同じ。)の相続開始年の前年分の国外財産調書(被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないうで死亡した場合にあつては、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書)

ロ 当該相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

ハ 当該相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

3 国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税(以下この条において「国外財産に係る税」という。)があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、

提出期限(前条第一項の提出期限をいう。以下この条において同じ。)内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの(以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等」という。)があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。第三項において同じ。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

2 前項の国外財産調書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める国外財産調書とする。

一 前項の修正申告等が所得税に関するものである場合 当該修正申告等に係る年分の国外財産調書(当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあつては、当該年分の前年分の国外財産調書)を

二 前項の修正申告等が相続税に関するものである場合 次に掲げる国外財産調書のいずれか

イ 当該相続税に係る被相続人(遺贈をした者を含む。イ及び第四項第二号イにおいて同じ。)の相続開始年の前年分の国外財産調書(被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないうで死亡した場合にあつては、被相続人の相続開始年の前々年分の国外財産調書)

ロ 当該相続税に係る相続人の相続開始年の年分の国外財産調書

ハ 当該相続税に係る相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

3 国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税(以下この条において「国外財産に係る税」という。)があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、

提出期限(前条第一項の提出期限をいう。以下この条において同じ。)内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの(以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等」という。)があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。第三項において同じ。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がない場合(当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者(その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。)の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)

二 提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がない場合(当該国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含むものとし、当該国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合(当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。)を除く。)

4 前項の修正申告等が所得税に関するものである場合 次に掲げる国外財産調書とする。

一 前項の修正申告等が所得税に関するものである場合 当該修正申告等に係る年分の国外財産調書(当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあつては、当該年分の前年分の国外財産調書)を

二 前項の修正申告等が相続税に関するものである場合 次に掲げる国外財産調書の全て

イ 当該相続税に係る被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書(被相続人がその提出期限までに相続開始年の前年分の国外財産調書を提出しないうで死亡した場合において、

提出期限(前条第一項の提出期限をいう。以下この条において同じ。)内に税務署長に提出された国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの(以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等」という。)があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。第三項において同じ。)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により税務署長に提出すべき国外財産調書について提出期限内に提出がない場合(当該国外財産調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続国外財産を有する者(その価額の合計額が五千万円を超える国外財産で相続国外財産以外のものを有する者を除く。)の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)

二 提出期限内に税務署長に提出された国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がない場合(当該国外財産調書に当該修正申告等の基因となる国外財産について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含むものとし、当該国外財産調書に記載すべき当該修正申告等の基因となる相続国外財産についての記載がない場合(当該相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。)を除く。)

4 前項の修正申告等が所得税に関するものである場合 次に掲げる国外財産調書とする。

一 前項の修正申告等が所得税に関するものである場合 当該修正申告等に係る年分の国外財産調書(当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあつては、当該年分の前年分の国外財産調書)を

を含む。の規定にかかわらず、当該財産債務
調査への記載を要しないものとする。

6 第二項及び前二項に定めるもののほか、財産
の所在及び価額に関する事項その他第一項又は
第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令
で定める。
(財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加
算税の特例)

第六條の三 第六條第一項及び第二項の規定は、
財産(前條第五項の規定により財産債務調査へ
の記載を要しない国外財産を除く。以下この項
及び次項第三号において同じ。)若しくは債務
及び次項第三号において同じ。)若しくは債務
に及び生ずる所得で政令で定めるものに対す
る所得税(次項において「財産債務に係る所得
税」という。又は財産に対する相続税に關し
修正申告等があり、国税通則法第六十五條又は
第六十六條の規定の適用がある場合において、
提出期限(前條第一項又は第三項の提出期限を
いう。次項において同じ。)内に税務署長に提出
された財産債務調査に当該修正申告等の基因
となる財産又は債務についての前條第一項又は
第三項の規定による記載があるときについて準
用する。

2 第六條第三項及び第四項(第一号に係る部分
に限る。)の規定は、財産債務に係る所得税に
關し修正申告等(死亡した者に係るものを除
く。)があり、国税通則法第六十五條又は第六
十六條の規定の適用がある場合において、次に
掲げる場合のいずれかに該当するときにについて
準用する。
一 前條第一項(同條第二項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。)の規定により
税務署長に提出すべき財産債務調査について
提出期限内に提出がない場合(当該財産債務
調査の提出期限の属する年の前年の十二月三
十一日において相続財産債務を有する者(そ
の価額の合計額が三億円以上の財産で相続若
しくは遺贈により取得した財産以外のもの又は
その価額の合計額が一億円以上の国外転出
特例対象財産で相続若しくは遺贈により取得
した財産以外のものを有する者を除く。)の
責めに帰すべき事由がない場合を除く。)
二 前條第三項(同條第四項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。)の規定により
税務署長に提出すべき財産債務調査について
提出期限内に提出がない場合(当該財産債務
調査の提出期限の属する年の前年の十二月三

十一日において相続財産債務を有する者(そ
の価額の合計額が十億円以上の財産で相続又
は遺贈により取得した財産以外のものを有す
る者を除く。)の責めに帰すべき事由がない
場合を除く。)

三 提出期限内に税務署長に提出された財産債
務調査に記載すべき当該修正申告等の基因と
なる財産又は債務についての記載がない場合
(当該財産債務調査に当該修正申告等の基因
となる財産又は債務について記載すべき事項
のうち重要なものの記載が不十分であると認
められる場合を含むものとし、当該財産債務
調査に記載すべき当該修正申告等の基因とな
る相続財産債務についての記載がない場合
(当該相続財産債務を有する者の責めに帰す
べき事由がない場合に限る。)を除く。)
第六條第六項及び第八項の規定は、前二項の
規定を適用する場合について準用する。

第四章 雑則

第七條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員
(当該職員の質問検査権等)
は、国外送金等調査、国外証券移管等調査又は
国外電子決済手段移転等調査の提出に関する調
査について必要があるときは、当該国外送金等
調査、国外証券移管等調査若しくは国外電子決
済手段移転等調査を提出する義務がある者(当
該国外送金等調査に係る取次ぎ等に係る金融機
関の営業所等の長を含む。)に質問し、その者
の国外送金等に係る為替取引、国外証券移管等
若しくは国外電子決済手段移転等に関する帳簿
書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の
作成又は保存がされている場合における当該電
磁的記録を含む。次項及び第九條第四号におい
て同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物
件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を
求めることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国
外財産調査又は財産債務調査の提出に関する調
査について必要があるときは、当該国外財産調
査若しくは財産債務調査を提出する義務がある
者(当該国外財産調査又は財産債務調査を提出
する義務があると認められる者を含む。)に質
問し、その者の国外財産若しくは財産及び債務
に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は
当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは
提出を求めることができる。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国
外送金等調査、国外証券移管等調査、国外電子

決済手段移転等調査、国外財産調査又は財産債
務調査の提出に関する調査について必要がある
ときは、当該調査において提出された物件を留
め置くことができる。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第
一項又は第二項の規定による質問、検査又は提
示若しくは提出の要求をする場合には、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつ
たときは、これを提示しなければならぬ。
5 第一項から第三項までの規定による当該職員
の権限は、犯罪捜査のために認められたものと
解してはならない。
6 前項に定めるもののほか、第三項の規定の適
用に関し必要な事項は、政令で定める。
(経過措置)

第八章 この法律の規定に基づき命令を制定し、
又は改廃する場合においては、その命令で、そ
の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され
る範囲内において、所要の経過措置(罰則に関
する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第九條 次に掲げる違反があつた場合において
は、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁
刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第三條第一項の告知書を国外送金等の際に
金融機関の営業所等の長に提出せず、若しく
は当該告知書に偽りの記載をして金融機関の
営業所等の長に提出したとき、第四條の二第
一項の告知書を国外証券移管等の依頼の際に
金融商品取引業者等の営業所等の長に提出せ
ず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして
金融商品取引業者等の営業所等の長に提出し
たとき、又は第四條の四第一項の告知書を国
外電子決済手段移転等の依頼の際に電子決済
手段等取引業者の営業所等の長に提出せず、
若しくは当該告知書に偽りの記載をして電子
決済手段等取引業者の営業所等の長に提出し
たとき。

二 国外送金等調査、国外証券移管等調査若し
しくは国外電子決済手段移転等調査をその提出
期限までに税務署長に提出せず、又は国外送
金等調査、国外証券移管等調査若しくは国外
電子決済手段移転等調査に偽りの記載若しく
は記録をして税務署長に提出したとき。
三 第七條第一項又は第二項の規定による当該
職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽り

の答弁をし、又はこれらの規定による検査を
拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
四 第七條第一項又は第二項の規定による物件
の提示又は提出の要求に対し、正当な理由が
なくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは
記録をした帳簿書類その他の物件(その写し
を含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

第十條 国外財産調査に偽りの記載をして税務署
長に提出したときは、その違反行為をした者
は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
に処する。

2 正当な理由がなくて国外財産調査をその提出
期限までに税務署長に提出しなかつたときは、
その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又
は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状
により、その刑を免除することができる。

第十一條 法人(人格のない社団等(法人税法第
二條第八号に規定する人格のない社団等をい
う。以下この条において同じ。))を含む。以下
この項において同じ。)の代表者(人格のない
社団等の管理人を含む。))又は法人若しくは人
の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
又は人の業務又は財産に關して前二條の違反行
為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ
の法人又は人に対して当該各條の罰金刑を科す
る。

附則 (施行期日)

第一條 この法律は、平成十年四月一日から施行
する。
(国外送金等調査の提出に関する経過措置)

第二條 第四條の規定は、平成十年四月一日以後
にされる国外送金等について適用する。

附則 (平成二十一年二月二日法律第
一六〇号) 抄

第一條 この法律(第二條及び第三條を除く。)
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。
、第一千三百五十五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年一月二一日法律第一五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成十七年七月一日イからハまで 略

二 第六条の規定及び附則第五十九條の規定（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九條 第六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第四條第二項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百五條 第七條の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第二條、第三條第一項、第四條及び第七條第一項の規定は、施行日以後にされる同法第三條第一項に規定する国外送金等（以下この条において「国外送金等」という。）について適用し、施行日前にされた国外送金等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八條の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から七まで 略

八 次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

イからホまで 略

へ 第十二條中租税特別措置法第三條の二の改正規定（「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下に「（同項に規定する剰余金の配当を除く。）」を加える部分を除く。）、同法第三條の三第一項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法第四條の二第一項の改正規定（「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める部分に限る。）、同法第五條の二第二項の改正規定（「振替国債」の下に「及び振替地方債」を加える部分を除く。）、同条第五項第七号の改正規定、同条第十四項第一号の改正規定（「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分に限る。）、同法第六條第八項の改正規定、同条第九項第二号口の改正規定、同法第八條の改正規定、同法第八

條の二第一項の改正規定（同項中「配当等」を「剰余金の配当」に改める部分及び同項第二号中「第二百三十條第四号」を「第二百三十條第一項第四号」に改める部分を除く。）、同法第八條の三第一項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、同法第八條の五の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同法第九條第一項の改正規定（同項第一号中「受益証券」を「受益権」に、「第二條第二十八項」を「第二條第二十二項」に改める部分、同項第二号中「受益証券」を「受益権」に、「受益証券」を「受益権」に改める部分、同項第四号に係る部分及び同項第八号に係る部分に限る。）、同法第九條の三第一項の改正規定、同法第九條の四第一項第一号の改正規定、同条第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、同法第九條の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九條の六第一項の改正規定（「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十九條の二の改正規定、同法第三十二條第二項の改正規定（同項第二号中「第二條第十九項」を「第二條第二十二項」に改める部分及び「第二條第二十一項」を「第二條第十四項」に改める部分に限る。）、同法第三十七條の十の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項に係る部分（同項第六号に係る部分を除く。）及び同条第三項第四号に係る部分に限る。）、同法第三十七條の十一第一項の改正規定（同項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分及び「同条第四項」を「同項第五号」に改め、「株式等証券投資信託」の下に「（第三條の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」を加える部分並びに同項第四号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「譲渡」の下に「その他これに類する上場株式等の譲渡」として政令で定めるもの」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号

を加える部分を除く。)、同法第三十七條の十一の三の改正規定(同条第一項に係る部分、同条第三項第一号中「その口座に保管の委託」を「その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託」に、「保管の委託又は」を「振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は」に改める部分及び同項第二号中「上場株式等の保管の委託」を「上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に、「当該保管の委託」を「当該記載若しくは記録又は保管の委託」を「に記載若しくは記録又は保管の委託」に、「おいて保管の委託」を「おいて振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に改める部分を除く。)、同法第三十七條の十一の四の改正規定(同条第二項に係る部分及び同条第五項に係る部分を除く。)、同法第三十七條の十三第一項第三号の改正規定、同法第三十七條の十三の二第一項の改正規定、同法第三十七條の十三の三第一項の改正規定(同項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第三十七條の十四第一項の改正規定(同項第三号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「譲渡」の下に「その他これに類する特定上場株式等の譲渡として政令で定めるもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第三十七條の十五の改正規定、同法第四十一条の九第二項の改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十二条の二第四項第二号イの改正規定、同法第六十二条の三第二項第一号ロ(2)の改正規定(「第二十九項」を「第二十二項」に改める部分及び「第二十二項」を「第二十二項」に改める部分に限る。)、同法第六十七條の十四第一項第一号の改正規定、同項第二号ホの改正規定、同法第六十七條の十五第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の表第一号第十号の項の改正規定、同条第四項の表第五十七條の十第一項

の項の改正規定、同法第六十八條の三の三第一項第一号の改正規定、同法第六十八條の三の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九條の五第二項第一号の改正規定、同項第三号及び第五号の改正規定、同法第八十三條の三の改正規定並びに同法第九十一条の四の改正規定(「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。)、並びに附則第八十五条及び第九十四条の規定並びに附則第五十五条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第九條第二項の改正規定(「障害者等に」を「障害者等に」と、「又は収益の分配」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。))のと、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは、「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」に改める部分を除く。)、同条第五項の改正規定(「又は収益の分配」を「収益の分配又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」に改める部分を除く。)、同法附則第十條第二項の改正規定及び同条第十五項に後段として次のように加える改正規定

(罰則に関する経過措置)

第二百五十七條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十一年六月二四日法律第五九号) 抄

九号

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十二年三月三一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日イからムまで 略

ウ 第二十四条の規定

(罰則に関する経過措置)

第四十六條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年三月三一日法律第一二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十四号)の公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年六月三〇日法律第八二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イからハまで 略

二 第十八條及び附則第八十二條の規定(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十二條 第十八條の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調査法」という。)第四條第二項及び第四項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第一項に規定する国外送金等調査書について適用する。

2 新国外送金等調査法第四條第三項及び第四項(同条第三項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年一月一日以後に提出する同条第三項に規定する光ディスク等について適用し、同日前に提出した第十八條の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(次項において「旧国外送金等調査法」という。)第四條第二項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

3 平成二十六年一月一日前において旧国外送金等調査法第四條第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認については、新国外送金等調査法第四條第三項の規定に基づき受けた同項に規定する税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九十二條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年一月二二日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日
イからハまで 略

二 第十一条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第一百一条第二項、第三項及び第五項の規定
五から八の二まで 略

九 次に掲げる規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日
イ及びロ 略

ハ 第十一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第三条第一項の改正規定、同法第四条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定並びに附則第一百一条第一項、第四項及び第六項の規定
（内国税に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二条 第十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調査法」という。）第三

条第一項及び第四条の二第一項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後にこれらの規定に規定する告知書を提出する場合について適用し、同日前に第十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第三条第一項又は第四条の二第一項に規定する告知書を提出した場合については、なお従前の例による。

2 新国外送金等調査法第六條の二（同条第一項に規定する個人番号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出すべき同項に規定する財産債務調査書（第四項及び第五項において「財産債務調査書」という。）について適用する。
3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が平成二十八年一月一日後である場合における同日から当該施行の日

の前日までの間の新国外送金等調査法第六條の二の規定の適用については、同条第一項中「住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」とあるのは、「及び住所又は居所」とする。

4 新国外送金等調査法第六條の二（同条第一項に規定する個人番号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第九号に定める日の属する年の翌年の一月一日以後に提出すべき財産債務調査書について適用する。

5 新国外送金等調査法第六條の三の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出すべき財産債務調査書に係る同条第一項に規定する財産債務所得税又は財産に対する相続税に關し新国外送金等調査法第六條第一項に規定する修正申告等があつた場合における当該所得税又は相続税について適用する。

6 附則第一条第九号に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十二條の規定の適用については、同条第二項中「国外財産調査書」とあるのは、「国外財産調査書並びに同法第六條の二第一項に規定する財産債務調査書」とする。
（罰則に関する経過措置）

第百三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十八年三月三十一日法律第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十九条 第十二條の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金

等に係る調査の提出等に関する法律第三条第一項及び第四条の二第一項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する告知書を提出する場合について適用し、施行日前に第十二條の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第三条第一項又は第四条の二第一項に規定する告知書を提出した場合については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第百六十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第百六十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成三〇年三月三十一日法律第七五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から八まで 略
九 次に掲げる規定 令和三年一月一日
イからハまで 略

二 第十六條の規定及び附則第二百二十二條の規定
（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十二條 第十六條の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調査法」という。）第四條第二項（新国外送金等調査法第四條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調査法第四條第一項に規定する国外送金等調査書及び新国外送金等調査法第四條の三第一項に規定する国外証券移管等調査書について適用し、同日前に提出すべき第十六條の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るため

の国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（以下この条において「旧国外送金等調査法」という。）第四條第一項に規定する国外送金等調査書及び旧国外送金等調査法第四條の三第一項に規定する国外証券移管等調査書については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第百四十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第百四十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成三一年三月二十九日法律第六五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から六まで 略
七 次に掲げる規定 令和二年四月一日
イからハまで 略

ト 第十六條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第八條に一項を加える改正規定、同法第十一條の改正規定及び同法第二十五條に一項を加える改正規定
（罰則に関する経過措置）

第百十五條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第百十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三百三十三条 第二十条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調査法」という。)

第五十条第二項の規定は、令和二年分以後の同条第一項に規定する国外財産調査書について適用する。

2 新国外送金等調査法第六條第一項及び第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得する国外財産(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第二條第十四号に規定する国外財産をいう。以下この条において同じ。)に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した国外財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3 新国外送金等調査法第六條第三項から第五項までの規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に係る相続税について適用し、令和元年分以前の所得税又は施行日前に相続若しくは遺贈により取得した国外財産に係る相続税については、なお従前の例による。

4 新国外送金等調査法第六條第七項の規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に係る相続税について適用する。

5 新国外送金等調査法第六條の二第二項の規定は、令和二年分以後の同条第一項に規定する財産債務調査書について適用する。

6 新国外送金等調査法第六條の三第一項において準用する新国外送金等調査法第六條第一項及び第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈

により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

7 新国外送金等調査法第六條の三第二項において準用する新国外送金等調査法第六條第三項及び第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和二年分以後の所得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和三年三月三十一日法律第一号) 抄
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イからハまで 略
ト 第十一条の規定 (罰則に関する経過措置)
第三百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年三月三十一日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 次に掲げる規定 令和五年一月一日

イからニまで 略
ホ 第十七条の規定(同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第四條第二項第二号の改正規定及び同法第六條第六項の改正規定を除く。)並びに附則第七十二条第四及び五 略

四及び五 略
六 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イからホまで 略
ヘ 第十七条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第六條第六項の改正規定及び附則第七十二条第二項の規定

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七十二条 第十七条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調査法」という。)第五條第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する国外財産調査書について適用し、令和四年分以前の第十七條の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(以下この条において「旧国外送金等調査法」という。)第五條第一項に規定する国外財産調査書については、なお従前の例による。

2 新国外送金等調査法第六條第六項(新国外送金等調査法第六條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、新国外送金等調査法第五條第一項に規定する国外財産調査書又は新国外送金等調査法第六條の二第二項に規定する財産債務調査書が令和六年一月一日以後に提出される場合について適用し、旧国外送金等調査法第五條第一項に規定する国外財産調査書又は旧国外送金等調査法第六條の二第一項に規定する財産債務調査書が同日前に提出された場合については、なお従前の例による。

3 新国外送金等調査法第六條の二第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する財産債務調査書について適用し、令和四年分以前の旧国外送金等調査法第六條の二第一項に規定する財産債務調査書については、なお従前の例による。

4 新国外送金等調査法第六條の二第三項及び第四項の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する財産債務調査書について適用する。

5 新国外送金等調査法第六條の三第二項において準用する新国外送金等調査法第六條第三項及び第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年分以後の所得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第九十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日
附則 (令和五年三月三十一日法律第三号) 抄
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イからハまで 略
ト 第十五條の規定(同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る

調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）及び附則第六十条第二項の規定

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 第十五条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(次項において「新国外送金等調書法」という。)第四条第三項(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この項において「国外送金等調書法」という。)

第四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出すべき国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書及び国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、施行日前に提出すべきこれらの調書については、なお従前の例による。

2 新国外送金等調書法第四条の四及び第四条の五の規定は、令和六年一月一日以後に新国外送金等調書法第四条の四第一項に規定する電子決済手段等取引業者の新国外送金等調書法第二条第六号に規定する営業所等の長に依頼する同項に規定する国外電子決済手段移転等について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から七まで 略
八 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イからハまで 略
二 第十八条の規定及び附則第五十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月七日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二章第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定(同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。))を除く。)並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日